

公益社団法人八代市シルバー人材センター 安全・適正就業基準

(目的)

第1条 この安全・適正就業基準は、公益社団法人八代市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全・適正に就業するために必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全・適正就業心得)

第3条 会員は就業に当たっては、次の安全・適正就業心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用前、使用後に必ず点検整備を行うこと。
- (3) 服装、履物は作業にあった動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を充分認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけ、寄り道をしないこと。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日には十分睡眠をとるように心がけること。
- (11) 酒気を帯びての就業は、絶対につつしむこと。

(作業別安全・適正就業基準)

第4条 会員は、別に定める作業別安全就業心得を守り、安全・適正就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、作業内容によっては、ヘルメット等の安全保護具を着用して、当該作業に従事しなければならない。

(損害賠償事故の際の賠償金額の取扱)

第6条 会員の作業に起因する事故等により、第三者の身体または財物に損害を与え損害賠償の必要が生じた場合は、就業した会員全員から1人1000円を上限として徴収し、残額はセンターが支払うものとする。会員の負担額は損害の程度、状況、過失の程度等を勘案して厚生・安全対策部会長が決定する。なお、次の各号のいずれかに該当する場合

は当事者の会員に対して、損害賠償額の全額を請求できるものとする。

- (1) 故意に損害を与えたとき。
- (2) 会員に重大な過失があったとき。(重大な過失とは飲酒による事故、重大な法令違反等をいう。)

(交通災害の防止)

第7条 会員は、交通ルールを遵守するとともに、交通事故に注意しなければならない。

(作業環境の確認)

第8条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において安全であるかどうかを確認してから作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第9条 会員は通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

- 第10条 会員は器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業すること。
- 2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに、定期的に点検を実施しなければならない。

(健康管理)

第11条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

(報告義務)

第12条 会員は、事故があったときは、ただちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置を取らなければならない。

(業務の不受理)

第13条 センターは、危険性が高いと判断した業務は、会員の意思にかかわらず不受理とすることができる。

附 則

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、公益社団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

作業別安全就業心得

公益社団法人八代市シルバー人材センター

(全般的共通事項)

1. 常に健康の維持管理に努めること。
2. 安全第一に考え、安全就業に努めること。
3. 服装、履物は、作業にあったものを着用すること。
4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。
5. 工具類や機械は、正確かつ安全に取り扱い作業すること。
6. 機械、工具類は常に整理整頓し、故障その他の以上を発見したときは、無理に使用せずセンターに報告すること。
7. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないこと。
8. 仕事への行き帰りは交通事故に注意すること。

(はさみ、鎌等の刃物を使用する作業)

1. 共同で除草作業を行う場合は、刃物に十分注意し、お互いに接近しすぎないように一定の間隔を保ち、向かい合う形での作業は行わないこと。
2. 使用していない刃物類は、他の作業者の邪魔にならないところで、かつ目立つところに刃を下向きにしておくこと。

(運搬作業)

1. 運搬は、余裕を持ってできる重量にとどめ、正しい姿勢で行い、特に腰部をいためないよう慎重に行うこと。
2. 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足場の良否を確認すること。
3. 運搬経路では、一般歩行者を優先させること。
4. トラック等への荷物の積み降ろしは、荷崩れのないよう注意すること。

(高所作業)

1. 資材や工具類を落とさないよう注意すること。
2. 高所作業をしている下では、作業をしないこと。
3. 踏み台や脚立は不安定なところには立てないこと。
4. 高所作業では、安全ベルトの着用を忘れないこと。

(脚立、椅子使用作業)

1. 脚立、椅子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、止め金を確実に掛けて使用すること。
2. 脚立、椅子上では、無理な姿勢で作業しないこと。
3. 脚立、椅子からは飛び降りないこと。
4. 作業中の脚立、椅子周辺には、道具類を放置しないこと。

(足場使用作業)

1. 足場板、丸太は、使用前に試し乗りをして大丈夫かどうか確認すること。

2. 足場板の設置高は2m以下とすること。
3. 足場板上では、無理な姿勢で作業しないこと。

(機械類使用作業)

1. 電気機械類を使用するときは、コードの巻き込みに注意し、他の作業者が足を取られないような位置にコードを置くこと。
2. 電気機械類で使用していないものの電源は必ず抜いておくこと。
3. 機械類を使用中の会員には、むやみに近づかないこと。
4. チェーンソーは、樹上では使用しないこと。

(医薬用外劇物等の取り扱い作業)

1. 医薬用外劇物を使用する場合は、使用説明書等に従い正しく使用すること。
2. 害虫駆除剤を散布する場合は、風上から風下に向けて散布し、吸い込み防止用の保護マスクを使用すること。
3. 作業に使用した薬品類は放置せず、厳重に管理すること。
4. シンナー等を使用する塗装作業においては、常に作業場の換気に気をつけること。

(引火物の取扱作業)

1. 塗料、シンナー等の引火物の取扱は次のことに注意する。
 - (1) 火気の発生しない場所に覆いをしておくこと。
 - (2) 使用中のものは、火気及び通行人の喫煙等を考慮して、置き場所を定めること。
 - (3) 作業中の喫煙は絶対にしないこと。又、周囲の火気に常に注意すること。

(路上作業)

1. 路上での作業は、車両、一般歩行者に注意し、ロープを張るなど作業範囲を明確にすること。
2. 作業範囲外に、機材、道具等を放置しないこと。

(家事手伝い作業)

1. 電気、ガス等の器具類は、正確かつ安全に取り扱い、使用後は必ず電源（元栓）を切ること。
2. 床面が滑りやすい風呂場等の清掃は、滑りどめのついた履物を着用すること。

(その他の作業)

1. 炎天下の屋外作業
 - (1) 炎天下で作業するときは、必ず帽子を着用すること。
 - (2) 長時間連続しての作業を避け、適切な休憩を取ること。
 - (3) 飲料水は必ず持参し、できるだけ生水は飲まないこと。